

交渉（全労働愛媛支部）概要（平成28年12月14日（水））

愛媛労働局長（当局）は、平成28年12月14日（水）全労働愛媛支部執行委員長と交渉を行ったが、その概要は以下のとおりである。

<全労働愛媛支部>

政府は働き方改革を重点課題に掲げ、同一労働同一賃金の実現、非正規雇用の待遇改善等を目指している。

私達は労働者の期待に応えて、高い専門性でもって適正な業務を行うため、日々献身的に業務を続けているところである。

ただ、定員合理化計画によって、毎年、定員削減が行われている中、あまりにも脆弱な体制であるため、国民の期待に応え得る体制とはなっていないのが実情である。むしろ、労働行政の職場では過重労働が深刻化し、職員の健康破壊が危惧される状態で、その解消は喫緊の課題と言える。

今回、要求書を提出するので、局長は組合員の労働条件、健康管理を預かる最高責任者として、誠意を持って解決に当たるよう要求する。

1 労働行政の体制確立について

- (1) 国民の需要に応え得る体制を確立するため、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」により、労働分野が縮小することのないよう関係機関に強く働きかけること。

厳しい定員事情のもとで、将来の行政体制望のあり方を具体的に議論し、セーフティネット機能強化のために最大限の配慮を行うこと。

- (2) 地方分権改革への対応として、安定・基準・均等の三行政は国が責任を持って実施する立場に立ち、国民の利便性や労働者保護の観点から今後も堅持し、国が主体となって雇用のセーフティネット維持のため責任ある対応をすべきであることを明確にすること。

2 人事制度の適正な運営等について

- (1) 人事評価制度については、恣意性を排除し、公正で納得性のある制度となるよう、職員組合との意見交換に誠実に対応すること。また、実施権者は、評価者が被評価者の状況を適切に把握し、適正かつ公平な評価がなされるよう、評価者訓練の徹底を図るとともに、評価者、被評価者からの問題点の指摘に誠実に対応すること。

- (2) 新人事制度において、安全衛生、労災補償、適用徴収等の各職域に必要な専門性が低下しないように人材育成等を継続するとともに、労働基準監督官の専管分野の拡大により、監督官の専門性、労働条件の低下等がないよう、厚生労働本省に働きかけること。

また、共通採用事務官の異動ルールを遵守するとともに、希望の偏在に対する具体的対応を行うこと。

(3) 行政系統間人事交流については、本人希望を尊重するとともに、受入職場の業務処理体制、交流者への業務研修に配慮すること。

(4) 局間異動等については、本人希望を尊重するとともに、異動者の宿舍を確保すること。

3 超過勤務等について

突発的な災害等による業務量増大に対する超過勤務手当の予算を確保するとともに、超過勤務に頼らざるを得ない職場体制の改善に関して、必要な対処を行うこと。

4 その他の要望について

(1) 定員・組織の見直しについては、検討の経緯、その内容等を明らかにすること。

(2) 労働基準監督官の庁外活動業務量については、具体的な指標に基づかない安易な見直しを行わないこと。

(3) 再任用制度については、本人の希望を尊重し、処遇や職務、配置官署等の労働条件を早期に明示すること。

(4) 期間業務職員の更新は公募によることなく、勤務実績に基づく能力の実証により行う等、非常勤職員の労働条件を改善し、職務と経験に見合った処遇を行うこと。また、行政サービス向上のための研修の充実化を図ること。

(5) 職員及び非常勤職員の健康状態を把握し、メンタルヘルス対策を徹底すること。

<当局>

今回の要求は、国民の期待に応えるべく、雇用の安定や労働条件の確保等の成果を挙げること、また、適正な職務評価に基づいた処遇を確保すること等、その内容のいずれも切実なものであると感じている。

特に、労働行政が果たす役割の重要性、監督署・ハローワークを含めた労働局全体が、地域における総合的な労働行政機関として実績を上げていることについて、国民、県民の皆さんに御理解いただけるよう、引き続き努力していきたいと考えている。

1 労働行政の体制確立について

平成26年7月25日に閣議決定された「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」等において、定員合理化計画による定員削減が行われており、引き続き、定員事情は厳しい状況である。

当局の状況については、本省に対しても説明し、体制確保を要請しているところであるが、第一線の職員が安心して業務に取り組めるよう、更なる体制の確保に全力を挙げてまいりたい。

また、厳しい定員事情が厳しい中、より一層の業務の簡素・合理化、重点化を図ることにより、効果的かつ効率的な行政運営を進めることが不可欠であると認識しており、各管理者に対し各種会議等の場を通じて徹底を図っているので、職員の皆様からも、積極的な御意見、御提案をお願いしたい。

セーフティネットとしての雇用対策を実施する国と、地域の実情を踏まえた雇用対策を実施する地方自治体が、それぞれの役割を果たし、それぞれの強みを活かしながら一体となって雇用対策を行うことが効

果的であることは言うまでもないが、職業紹介を始めとして、労働基準関係法令に関する事業場に対する監督指導、労災保険及び雇用保険制度の運営等は、そのいずれも国が責任を持って行うべきものであるとの立場を固く守り、労働行政の機能低下を招くことがないよう対応したい。

2 人事制度の適正な運営等について

- (1) 新たな人事評価制度については、引き続き公正な制度運営に努めることとする。

また、評価者訓練についても、局担当者が厚生労働本省又は人事院による評価者研修を受け、新たに人事評価の評価者となった者に対する伝達研修を行っているところであるが、今後とも、適切に対応してまいりたい。

- (2) 新人事制度においては、組織・定員等を取り巻く厳しい情勢の中、監督・安全衛生・労災補償の各業務は相互に密接に関連しており、労働基準行政を将来にわたって適切に運営していくためには、労働基準監督官が監督関係業務の外、安全衛生業務、労災補償業務等の業務をしていくことが不可避となっているが、各業務の専門性が低下することのないよう、厚生労働本省に要望してまいりたい。

また、共通採用事務官については、異動ルールに則り、四国ブロック内で調整し、適切に対応してまいりたい。

3 超過勤務等について

超過勤務については、職員の健康保持の観点からも、適正な勤務時間管理と超過勤務縮減が必要であると考えており、突発的な業務量の増大に対しては、従前どおり、予算の確保に努め、適切な執行に努めたい。

4 その他の要望について

- (1) 定員、組織の見直しの検討経緯等については、なるべく早く詳細な内容が提供できるよう努めたい。
- (2) 労働基準監督官の庁外活動業務量は、今後、第一線の実態を十分見極め、見直しを行う場合には、具体的指標に基づき、見直しを行ってまいりたい。
- (3) 再任用制度については、本人の意向を十分に確認の上、業務体制等を考慮しながら、適切に対応してまいりたい。
- (4) 非常勤職員の処遇については、厚生労働本省に上申しているところであり、引き続き処遇改善が図られるよう努めたい。
- (5) 健康・安全の確保については、今後とも、メンタルヘルス対策を含め、研修の充実等に努めたい。

政府全体において、一億総活躍社会実現に向け、働き方改革、出生率向上・子育て支援の取組、介護離職ゼロ対策に対する取組等、新たな行政ニーズに対する対応が求められ、効率的な行政組織の確立を推進するため、行政の在り方、業務や組織の見直しが行われ、大きな変化が続いている。

そういった状況下で、大変ご苦勞も多いことと思うが、国民からの労働行政に対する期待に応え、十分に機能を果たすため、力を合わせて行政を進めていきたいと考えているので、よろしく願います。